

阪神タイガース春季キャンプ2023 《出店要項》

宜野座村商工会

◆ 総 則

阪神タイガース春季キャンプ期間中、県内外からの来場者に対し安心安全な商品・サービス提供を行うために以下の事項について要項を定め、出店業者はこの要項を遵守し要項に反する行為、運営を妨げる行為を行った場合はその業者に対し、出店の取り消しまたは、営業を停止し、退去を命ずることができることとし、該当出店業者については次回からの出店を一切認めない。

◆ 出店期間 2月1日(水)～2月27日(火) ※詳細については年明け発表予定

◆ 営業時間 10:00～17:00

◆ 出店場所 バッティングセンター道向かい

◆ 出店者数 10店舗(6坪テント5張)

※移動販売車については出店エリアのスペースを見て判断

◆ 出店資格

- (1)宜野座村商工会会員かつ、商工会会費の過年度分も含め未納がないこと。また、阪神タイガース宜野座村協力会会員であること。
- (2)事業者等の代表者・関係者(従業員含む)等が暴力団関係者・その他これらに準ずる反社会的勢力等ではないこと。
- (3)その他協力会会長が特に認めるもの。ただし、宜野座村商工会非会員並びに宜野座村外の出店者は阪神タイガース宜野座村協力会に必ず入会すること。
- (4)添付書類の誓約書の誓約事項について代表者の自署押印し誓約書を提出できるもの。

◆ 出店基準

- (1)法令などにより届出・許可申請等を必要とする業種及び業者は、届出の控え・許可証が発行されていること。(申込時にコピーの提出及び出店期間中ブース内の見えやすい場所へ掲示しておくこと)
- (2)公序良俗に反する出店は一切認めない。
- (3)保健所の許可を必要とする業種(飲食関係等)で許可証のないものは出店を認めない。
- (4)指定された場所を他人に転貸し、または目的外に使用してはならない。
※名義貸しが発覚した場合は名義者に対して、即刻出店を停止・撤去を行なう。
名義貸し者に対して今後一切の出店受付を行なわない。
- (5)申込以外の物品等を新たに扱う場合は、事前に届出を行い、その承認を得ること。

◆ 申込方法及び申込先

- (1)「出店申込書」に必要事項を記入の上、添付書類を添えて、宜野座村商工会に申し込むこと。
- (2)他人の商号または名義・住所を借りて申し込むことはできない。
- (3)場所決定後は原則としてその場所の変更はできない。

◆ 申込受付期間及び説明会について

(1) 申込受付期間

令和5年1月4日(水)～1月13日(金) 9:00～17:00

(2) 出店説明会及び場所抽選日

日時: 令和5年1月18日(水) 14:00～

会場: 宜野座村商工会 会議室 (宜野座村字宜野座1213番地)

※ 申込受付終了後のキャンセルは不可とする。

※ 出店説明会には必ず出席しなければならない。

(3) 出店業者の決定

商工会会員事業所を優先に出店者を決定し、募集店舗数に空きが出た場合は村外非会員の事業所の出店を決定する。ただし、定数を上回った場合は抽選により出店者を決定する。(申込数が定数を上回らない場合は出店業者の決定に係る抽選は実施しない。)

(4) 出店場所抽選について

抽選については下記の順に行う。抽選した業者から順に場所を決める。

【抽選順】

- ① 商工会会員で、村内で事業をおこなっているもの
- ② 商工会会員で、村外で事業をおこなっているもの
- ③ 非商工会会員で、村内で事業をおこなっているもの
- ④ 非商工会会員で、村外で事業をおこなっているもの

◆ 出店料について

(1) ブースの概要について

1区画: 6坪テントの半分の間口1.5間(約2.7m)×奥行2間(3.6m)

水道: 出店テント裏に共有の水道を設置する。

電気: 各出店業者へ单相100v・1500w×2口を設置する。

(2) 出店料は次の通りとする。

【税込価格】

出店区分	村内 (商工会員)	村内 (非会員)	村外 (特別会員)	村外 (非会員)
飲食実演販売	30,000円	45,000円	45,000円	150,000円
物産販売	20,000円	35,000円	35,000円	100,000円

※ 出店料に出店期間の電気料金及び水道料金含む。

※ 出店料は、出店説明会当日に現金で支払うこと。

※ すでに払込んだ出店料は、次の場合を除きいかなる理由があっても返納しない

① 災害等によりキャンプの開催がされなかった場合(途中開催・期間内中止は含まない)。

② 感染性の疾病(インフルエンザ等)のまん延、またはまん延する恐れがありキャンプの開催がされなかった場合(途中開催・期間内中止は含まない)。

◆ 出店・販売にあたっての注意事項

- (1)出店エリア内では拡声器及び音響機器の使用は禁止。
- (2)過度なブース装飾は禁止とする。
- (3)各出店ブース内に責任者を常駐させ、衛生管理・事故防止・盗難防止を徹底し貴重品については各社で管理すること。
- (4)出展者の過失における、盗難及び事故など不測の事態が起こった場合、主催者及び宜野座村、宜野座村商工会、阪神タイガース宜野座村協力会は一切の責任を負わない。
- (5)提供するメニューには必ず販売金額を明確に税込表示し消費者が購入しやすい価格設定をおこなうこと。
- (6)販売する商品または材料等は、村産品や県産品を可能な限り優先して使用すること。その他材料仕入れ等についても村内事業所を出来る限り利用すること。
- (7)「カセットコンロ」及び「木炭」の持ち込みを一切禁止する(予備としての持ち込みも禁止する)。
- (8)発電機及び燃料(ガソリン類等)の持ち込みは禁止する。
- (9)火器を使用する出店業者は、必ず消火器を設置すること。
- (10)飲食物を取り扱う業者は、特に商品の品質管理、衛生管理を十分に行うとともに、保健所の許可が必要な業種については必ず保健所の許可を得ることとし、万一食中毒等が発生した場合、出店業者は自らの責任でもって適切な対応をすること。
- (11)飲食物を取り扱う業者は生産物賠償責任保険(PL保険)又は食品営業賠償共済保険に必ず加入すること。
- (12)申込以外の物品等を新たに取り扱う場合は、事前に届出を行い、その承認を得ること。
- (13)キャンプ開催期間中は、常に出店周辺の美化に努めること。また、キャンプ日程終了後においても、出店場所・出店周辺の清掃作業を行い原状回復すること。原状回復が不十分な場合には、撤去後、事務局の呼び出しに応じ清掃作業を行うこと。応じない業者は次回からの出店を認めない。
- (14)業種別ガイドラインを遵守し新型コロナウイルス感染症対策を行うこと。
 - ・スタッフの毎日の体調管理
 - ・マスク着用、手指の定期消毒を必ず実施
- (15)出店事業者及び従業員は営業時間中に**出店エリア及びキャンプ会場周辺で飲酒しないこと。発覚した場合は営業を停止させ、即刻出店の取消を行う。**

◆ アルコール販売について

アルコールを販売する場合は販売許可申請は各出店者で事前に申請すること。

(1) 酒類販売免許申請が必要な品目は以下の通り

・飲用アルコール類(ビール、発泡酒、スピリッツ、琉球泡盛等)

(2) 販売に際し、酒気帯び運転の禁止の周知を行うなど、防止に努める。

(3) **出店者自らが酒気帯び運転はしない。発覚した場合は営業を停止させ即刻出店の取消を行う。**

(4) 未成年者への酒(アルコール)類の販売を禁止する。またその旨を掲示すること、必ず自動車を運転する者への、飲酒を目的とした酒(アルコール)類の販売を禁止し、その旨を店頭に表示すること。万一販売を行っているのが発見(発覚)した場合、次回からの出店を認めない。

◆ 出店で出るごみについて

キャンプ出店期間中における廃棄物処理について以下の通りとする。

(1) 回収場所については商工会の指定する場所

(2) 回収時間は午後4時までとし回収時間の10分前の午後3時50分までに出店業者各自で回収場所に持参し、午後4時以降に出るごみについては小動物等に荒らされないように保管するか、ゴミを持ち帰ること。

(3) 回収するゴミは、可燃ごみ、ペットボトル、缶類、段ボールとし、**分別をしっかりと行い、段ボールは折りたたんで回収場所に持参**すること。

分別の仕方については宜野座村村民生活課ページを確認

URL:<https://qr.paps.jp/ePs0E>

(4) 宜野座村指定のゴミ袋を使用すること。(可燃ごみ)

(5) キャンプ期間中の毎週日曜日及び練習休日は回収を行わないので各自持ち帰ること。

(6) キャンプ期間中におけるゴミ回収は有限会社宜野座ビル管理へ依頼する。

◆ 設営・搬入及び搬入について

- (1)設営はキャンプ開始前日までに完了すること。
- (2)キャンプ期間中の搬入について車両搬入可能時間8:00～9:00にすること。
- (3)来場者の安全確保を目的として10:00～18:00までの時間帯は搬入・搬出のための出店エリアへの車両乗り入れを禁止する。
- (4)キャンプ終了後の撤去については3月1日(水)の17:00までに完了すること。
- (5)上記の時間及び期日については厳守すること。

◆ 駐車場について

- (1)出店業者の駐車場については、商工会の指定する駐車場を利用すること。
- (2)駐車スペースが限られているため、1店舗に対し1台までの確保とする。
- (3)商工会が指定している場所以外の会場内及び会場周辺への駐車を禁止する。

重要事項

- (1)キャンプが中止または延期されたことにより出店業者が被った損害については、主催者及び宜野座村、宜野座村商工会、阪神タイガース宜野座村協力は一切の責任を負わない。
- (2)この要項に定めのない事項については、商工会の指示に従うこと
- (3)本要項に違反した者は、次回からの阪神キャンプへの出店資格を失うものとする。
- (4)出店業者は阪神キャンプを安全且つ順調に実施する義務を負う。
- (5)個人情報の取扱いについては、阪神キャンプを安全かつ円滑に実施、運営するために必要な範囲内で使用する。



阪神タイガースキャンプ出店者専用LINE

お知らせやキャンプ情報、出展者からの問い合わせ等に活用するので右のQRコードから登録をお願いします。



問い合わせ・申込先

宜野座村商工会

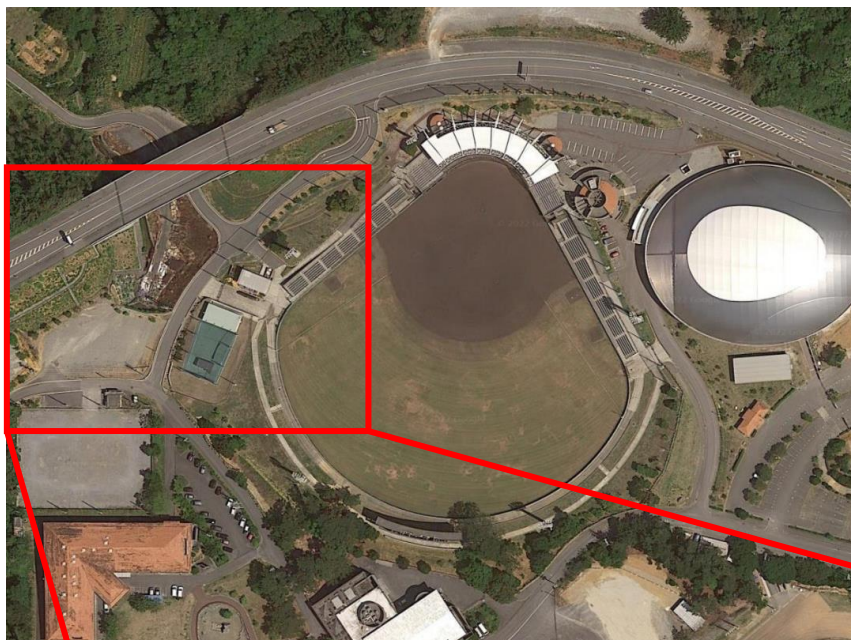
〒904-1302

沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座1213番地

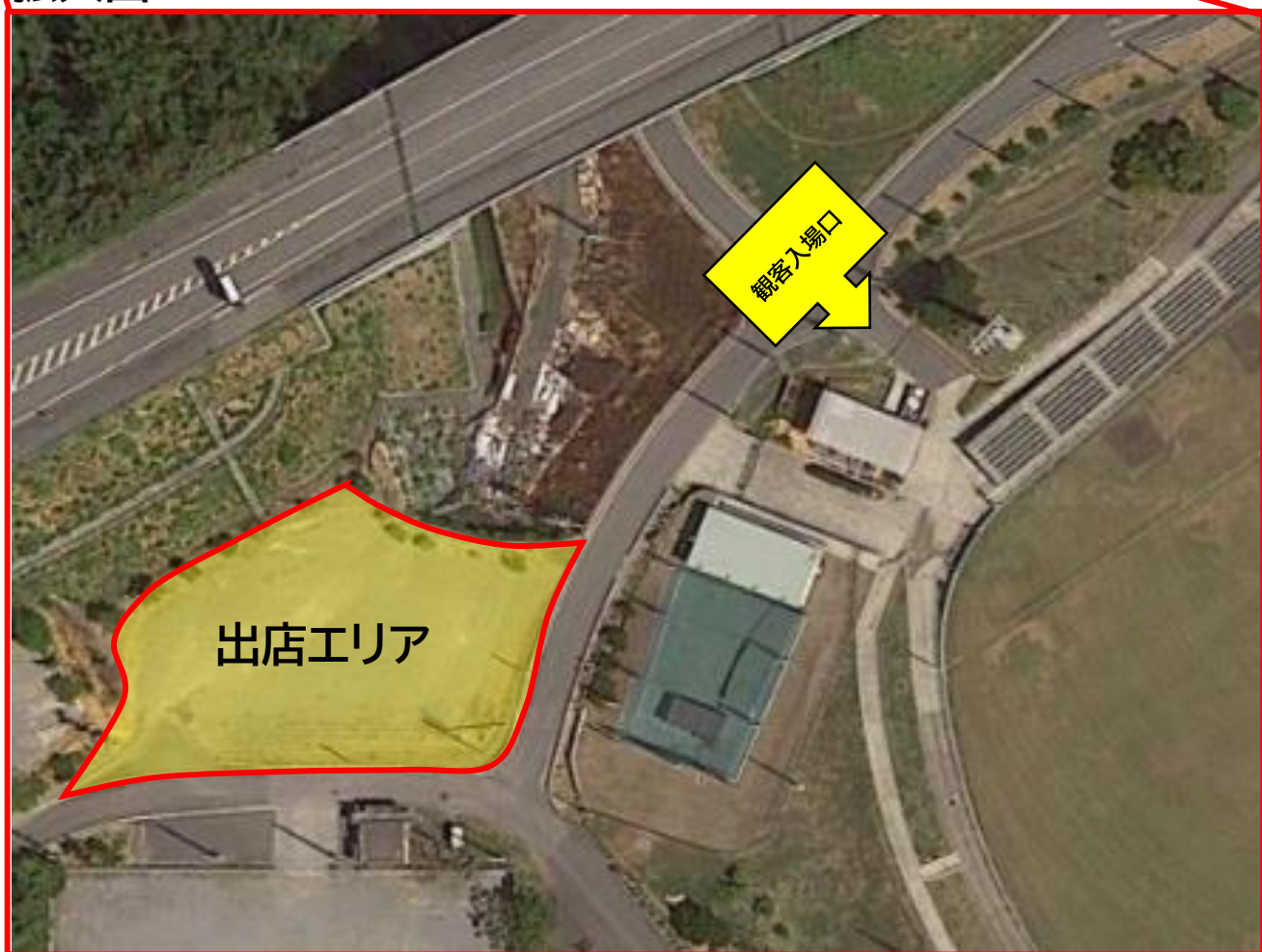
TEL098-968-8337 FAX098-968-2301

Mail:info@ginoza-s.or.jp

◆ 出店エリアについて



拡大図



◆ キャンプスケジュールについて【前年度参考】

2月		スケジュール
日	曜日	
1	水	キャンプイン
2	木	
3	金	
4	土	休日
5	日	
6	月	
7	火	
8	水	練習試合
9	木	休日
10	金	
11	土	練習試合(相手球団キャンプ地)
12	日	練習試合
13	月	
14	火	休日
15	水	
16	木	
17	金	
18	土	休日
19	日	練習試合(相手球団キャンプ地)
20	月	練習試合
21	火	
22	水	休日
23	木	練習試合
24	金	
25	土	
26	日	オープン戦
27	月	オープン戦
28	火	最終日